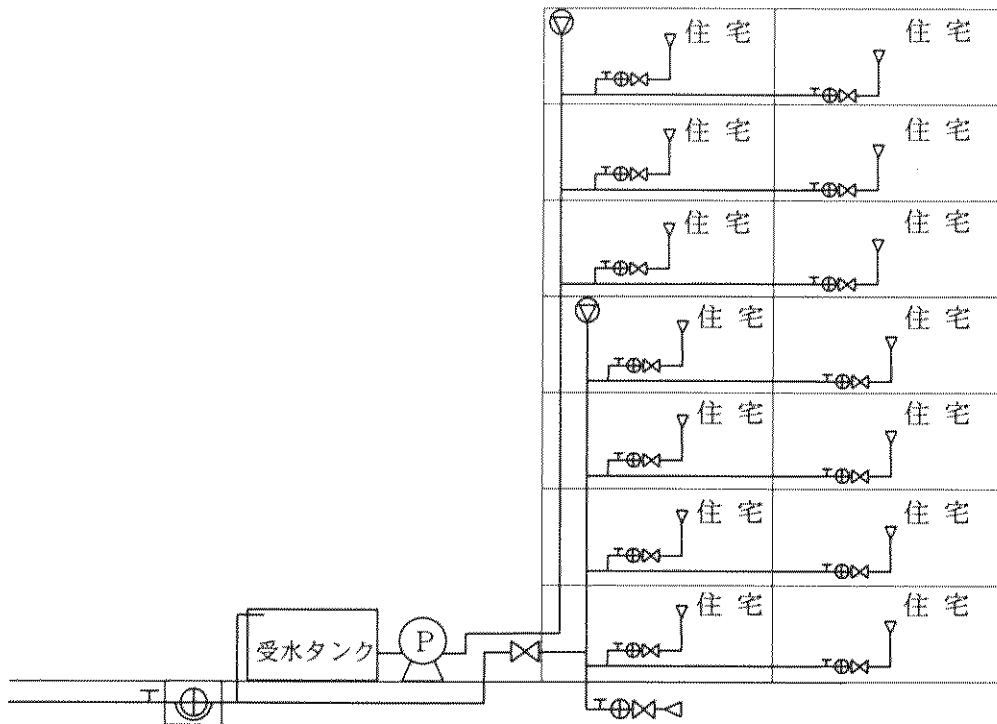


(3) 特例直圧給水が認められない場合

4階以上の建物については、原則として受水タンク方式又は増圧直結給水方式とする。

特例直圧直結給水は、配水小管の水圧、当該建物の所要水量及び増圧給水設備の設置スペース等を確保できる場合に、特例として4・5階の直圧直結給水を認めるものである。したがって、他の給水方式と併用する場合の直圧直結給水の適用範囲は、原則どおり建物の3階までとする。

【特例直圧給水が認められない配管例：受水タンク以下装置との併用を行う建物】



※ 増圧直結給水設備との併用についても認めない。